

千葉県告示第833号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当する機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3の規定により告示します。

令和4年10月14日

千葉市長 神谷俊一

名 称	所 在 地	指定年月日
(診療所)		
新検見川メンタルクリニック	千葉市花見川区南花園 2-2-15 第23CIビル2階・3階	令和4年9月5日
りべるたすクリニック	千葉市中央区長洲 2-13-4 ドームメイツ長洲 101	令和4年9月1日
みはま在宅クリニック	千葉市美浜区真砂 3-13-4 美浜ウイング 3階	令和4年9月1日
(歯科)		
医療法人社団峯友会 峯デンタルクリニック	千葉市美浜区磯辺 5-9-1 パークシティ検見川浜東の街	令和4年8月1日
(薬局)		
新検見川薬局	千葉市花見川区花園 2-2-15 CI-23ビル 101	令和4年9月1日